

燕・弥彦総合事務組合水道給水条例の一部改正について

燕・弥彦総合事務組合水道給水条例（平成31年燕・弥彦総合事務組合条例第12号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 2 月 2 2 日 提 出

燕・弥彦総合事務組合

管理者 燕市長 鈴木 力

記

燕・弥彦総合事務組合水道給水条例の一部を改正する条例

燕・弥彦総合事務組合水道給水条例（平成31年燕・弥彦総合事務組合条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項、第33条第2項ただし書及び第36条第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。